

国民年金 Q&A

国民年金
だより

問い合わせ先
保険年金課 年金係
☎(40)5558

Q 遺族年金とはどのようなものですか？

A 国民年金に加入中の方や、老齢基礎年金の受給権者が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた子のいる妻（または子）が受けられる年金です。

【遺族基礎年金を受ける条件（以下のいずれかに当てはまる場合）】

国民年金の加入中に死亡し、死亡の前々月までに保険料納付済期間（免除期間などを含む）が、加入すべき期間の3分の2あること。（国民年金の加入が終わった後でも、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいれば受けられます。）

老齢基礎年金を受けている人が死亡したとき。

老齢基礎年金の受給資格期間（原則25年）を満たしている人が死亡したとき。

20歳

前々月

死亡日

学生納付特例期間	納付済期間	免除期間	未納	納付済期間		
----------	-------	------	----	-------	--	--

← 保険料納付済期間（免除・学生納付特例期間）が2/3以上必要 → 6月 8月

【保険料納付要件の特例】

死亡日が平成28年3月31日までにある場合は、前々月までの直近1年間に未納期間がなければ受けられます。

【妻・子に支給される遺族基礎年金の額】

受けられる年金額 （年額）	配偶者が受けられるとき	子が1人のとき 子が2人のとき 子が3人のとき	1,020,000円 1,247,900円 1人につき 75,900円を加算
	子が受けるとき	子が1人のとき 子が2人のとき 子が3人のとき	792,100円 1,020,000円 1人につき 75,900円を加算

* 子とは、18歳到達年度末日までの子、または20歳未満で1級・2級の障害のある子に限ります。